

原議保存期間	30年(令和38年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	30年(令和38年12月31日まで保存)

務 甲 達 第 1 2 6 号  
令 和 8 年 4 月 2 4 日

部課署長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察再採用実施要領の制定について（通達）

県警察では、警察力の充実強化を図るため、警察職員としての適性と意欲を有する人材を確保するべく各種取組を行ってきたところであるが、受験対象となる人口の減少や民間企業の採用意欲の高まりなど採用情勢は厳しさを増している。

このような情勢の下、より多様な人材を確保するため別添のとおり石川県警察再採用実施要領を制定し、本年4月24日から運用することとしたので、部下職員に周知を図るとともに、適正な運用に努められたい。

## 別添

### 石川県警察再採用実施要領

#### 第1 趣旨

石川県警察における警察官の再採用については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の任用に関する規則（昭和27年人事委員会規則第4号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

#### 第2 再採用の対象者

再採用は、次に掲げる要件の全てを満たす者を対象とする。

- 1 警察官として職務を執行するための能力及び適性を有していること。
- 2 警察庁（皇宮警察を含む。）又は都道府県警察の警察官として勤務した年数が4年以上であること。
- 3 再採用を予定する年度の4月1日において、定年に達していないこと。

#### 第3 選考の方法等

##### 1 選考方法

再採用の選考は、次に掲げる方法とする。

- (1) 論文試験
- (2) 面接試験
- (3) 身体検査
- (4) 適性検査

##### 2 手続

- (1) 再採用の選考を行う場合は、その内容を関係する所属に通知するとともに、応募に必要な事項について、あらかじめ石川県警察ウェブサイトで周知するものとする。
- (2) 再採用の選考の結果は、受験者には合否にかかわらず書面で通知する。

#### 第4 採用後の処遇

##### 1 採用時の階級

再採用された警察官の採用時における階級は、退職時の階級、勤務実績等を考慮し、決定するものとする。

##### 2 給与

再採用した警察官の給与は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年石川県条例第30号）等の関係規程に基づき、再採用時の階級、過去に職（警察官としての職を含む。）に就いていた期間等を考慮の上、個別に決定するものとする。

##### 3 教養

再採用された警察官に対しては、職務を執行するに当たっての不安を払拭し、かつ、担当業務の円滑な遂行を図るため、可能な限り早期に、採用時の階級、過去の在職期間、離職期間等に応じた教養を実施するものとする。